

**浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例(案)についての
ご意見(要旨)と市の考え方**

ご意見(要旨)			市の考え方
1	前文	冒頭に「～取り組んできた」の出だしはどうかと思います。渋谷区のように「日本国憲法に定める～尊重～」というような理念が入っていた方が深みのある条例になると思う。	性の多様性に特化した先例を見てみると ア.渋谷区:憲法記載あり イ.世田谷区:憲法の記載なし ウ.総社市:前文自体なし、となっており様々です。 今回は、理解促進を期し、分かりやすさや読みやすさを最優先いたしました。その視点からの前文となっております。
2		前文がレインボー宣言から始まるのが唐突。(市民憲章、日本国憲法11条基本的人権や第25条の生存権等、国連憲章等)があったからレインボー宣言が行われたのでは。	
3		性の多様性を認めることが、人権が守られる平和で豊かな社会につながるのには説明が必要では。前文三段目も同じく。なぜ、条例を作るのか「よって」以降が伝わりません。	ご意見を踏まえ修正を検討いたします。
4		法律では前文を置く場合章と目次も合わせて記載すべき。	前文は自治体としての基本理念や政策意図を強調したいときの手法として置かれているものであり、目次・章と前文はかならずしも合わせて記載しなければならないものではないと認識しております。
5		「差別的」とあるが〇〇的と曖昧にしているのか。	「差別的取扱い」という文言は、当市の男女共同参画推進条例ほか条例でも一般的に使用されており、曖昧にしている意図はありません。国が定める男女共同参画社会基本法の中では、「差別的取扱い」という文言を使用しており統一して使用しております。
6	第1条	性別を強調するよりも「個人の尊重」を強調した方がいい。	ここでは「性の多様性の尊重」を強調しましたが、もとより「性の多様性の尊重」と「個人の尊重」は不可分であると考えております。本条例は性別等による差別的取扱いをなくすることが最大の趣旨であるので性別等を強調した条例となっております。
7		具体的には「性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画」及び規則等で規定するのか。	具体的施策は行動計画にて策定。規則ではパートナーシップ証明に関して規定いたします。
8	第2条	定義の「市民等」は「1条」に既出なので第1条で定義すべき。	第1条は目的規定であり、第2条の定義規定は目的規定や趣旨規定を除いた部分で定義するのが通例とされています。
9		多様性といいながら「市民等」と一括りにするのはいかなものか。	あくまでも、条文の読みやすさを高める手法として「市民等」と一括りに定義しており、他意はありません。
10		定義規定が後半には使われず総花的になっている。	10条のパートナーシップ証明の箇所では定義語を使っており、それ以降は定義する用語がないので使用しておりません。
11	第2条の(7)	行政機関でも、無神経な対応やミソジニーが溢れている。市は率先して手本になるよう示して欲しい。	条例案第4条5項で「市は、性別等による一切の差別を行ってはならない」となっておりそれは「市の責務」となっております。率先して手本となるよう努力いたします。
12	第5条	「市民の役割」を「市民の責務」とすべきである。	市民等に一律に「責務」と定義すると、中には、押しつけと解釈する方や、息苦しさをを感じる方が、少なからずいるかもしれません。「役割」と定義することで、それぞれの立場で、自由な範囲で小さなことから、より大きなことまで達成でき、さらに「役割」を全うするなかで、理念・目的も実現され、真に性の多様性が尊重されるでこのまちが立ち現れることを期待しております。
13	前文3行目、第2条4号、第3条1号	セクシャリティは有形無形のものだと思うので、性の「形」という表現に違和感がある。性の「あり方」が適当ではないか。	「性のあり方」とすると、性のあり方を誰かが規範的に定める印象を持つ方がいるかもしれません。性は規範的に決められない形も含める意味と、また、個々人の「性のありよう」を肯定・尊重した上で、「性の形」と表現しております。
14	第2条5号	性的マイノリティの定義(カッコ書き部分)を「性別等が多数者と異なる者」としてはどうでしょうか。現状の条文では、性的マイノリティは「性自認」と「性的指向」に限定されています。しかし、これでは性表現が多数者と異なる方や、性の身体的な発達状態の多様性(DSDs、性分化疾患等)は第8条等で保護されないことになります。そこで、第2条3号「性別等」を活用してはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ修正を検討いたします。
15	第4条	不要な性別欄の削除、パートナーシップ証明等の速やかな導入に願う。市の責務として、市民の意識が変化したか、環境の整備は進んでいるのか等、定期的に調査・評価することも明記してほしい。	庁内における不要な性別欄の削除やパートナーシップ証明等の導入は、周知期間を経て速やかに行うよう努めます。定期的な調査・評価については条例制定後策定予定の行動計画の中で目標指標や具体的施策を決定し、進捗状況・評価点検を行いたいと考えております。

16	第5条 1項 「…理解を深めるよう」	「理解を深め、これを実現するよう」とすべきです。この規定は男女共同参画社会基本法 第10条「国民は…形成に寄与するよう努めなければならない」を前提に、各自治体でテンプレ的に導入されています(渋谷区条例第6条、世田谷区条例第5条、総社市条例第5条、那覇市条例第6条)。そして、そこでは理念を理解するだけでなく、「施策に協力する」、「実現する」と行動を要求するのが通常です。浦添市民にも、ぜひ理解するだけでなく行動をとまよう掲げていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ修正を検討いたします。
17	5・6・7条	「努めるものとする」を「努めなければならない」にすべき。	【①しなければならない(義務)】【②努めるものとする(努力義務)】【③努めなければならない(努力義務)】と文言解釈については捉えており、一律に義務を課すのではなく、性の多様性の尊重に関して理解を深め行動計画を策定し施策を推進することを本条例は主眼としており、【②努めるものとする】という努力義務を課す表現となっております。
18	全体	条例に「努める」という言葉が最後につき、動きがなくても「努めています」といつでも逃げられる言葉のように思える。	
19	全体	全体的に「～努めるものにする」ではなく「～しなければならない」という文言にすべきでは。	
20	第6条	事業者として採用・待遇・賃金における就業条件についても明記必要。	今年度、行った事業所のアンケート結果では、「性の多様性に関して事業所による取組は必要だと思いますか」との問いに【必要である】との答えが「71%」に対し、「性の多様性に関する具体的な取組を実施していますか」との問いに【実施している】が16%【実施する予定がない】が50%という結果になりました。その現状に配慮し、より大きなくりで「職場環境の整備に努める」としております。事業者に対しての働きかけは、条例制定後に策定する行動計画で具体化したいと考えております。
21		性の多様性に対して、なにかもっと企業に対する働きかけは出来ないだろうか。	事業者に対しての働きかけは、条例制定後に策定する行動計画で具体化したいと考えております。
22	第6条	「事業所の役割」を「事業所の責務」とすべきである。	一律に「責務」と重いものを背負わせる表現ではなく、自由な自発的な意志で行動する事を「役割」としております。又、「役割」を全うする「責務」も含まれるという意味で使っています。事業者・教育に対しての施策は条例制定後に具体的な「役割」について、関係機関と連携し、行動計画を策定し、各施策を実施していきたいと考えております。
23		医療現場でも性別による偏見が多くある。治療など生物学的性別が必要な場合もあるが、その人のセクシュアリティを優先して欲しい。医療関係へは「努める」ではなく、責務として厳しく明記してほしい。	
24	第7条	「教育の役割」を「教育の責務」とすべきである。	
25		教育現場における性的マイノリティへの対応の重要性は、非常に大きなものとなってきていると感じる。「性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行う」という表現で終わるのではなく、もっとしっかりと書いてもよいのではないか。	子どもたちへの性の多様性に関する取組の重要性は十分認識しており、浦添市男女共同参画審議会の中でもその重要性は審議されたところ です。発達の段階を踏まえ、繊細なガラス細工を掌で包むように慎重に丁寧にかつ適切に取り組まなければなりません。「責務」「役割」と条文の表現によって、教育の場で性の多様性の取組が変わることはありません。条例制定後に具体的に「教育の役割」について、関係機関と連携し、行動計画を策定し、各施策を実施していきたいと考えております。
26		教育に関する取り組みについて歓迎している。以前、性的マイノリティの当事者らと行政へ期待することは何かという点について意見交換をしていた時に、「教育」をあげる人が多かった。いじめ、不登校を経験している当事者も多いように感じる。小学校、中学校において、自分自身も「男らしさ」から外れている男子生徒をからかった経験があり、今とても後悔している。次世代では、多様性を尊重できる教育を行ってほしい。	
27	第8条	ハラスメント・DVが条文にあるが、既存の条例の一部改正でよいのではないか。性の多様性と何の関係があるのですか。	
28		マイノリティに少数派という言葉自体が差別用語ではないか、13人に1人いると言われているのに。	「性的マイノリティ」という言葉はこの条例において必要な定義でしたので、使用しております。又、文部科学省の教師向けの通知文で使用され、法務省の人権啓発リーフレットでも同意語が使用されている言葉です。もちろんその言葉を使用し、差別する気持ちはいささかもありません。ていねいに取り扱うべき用語と思うので、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。
29		「性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い・・・」とあるが、今だに男であること、女であることで差別がなされている。この際に性的マイノリティだけでなく、マジョリティへの差別的取扱いも禁ずべきだと思います。	マジョリティへの差別的取扱いの禁止は、平成19年に策定済みの浦添市男女共同参画推進条例第7条にて「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の行為により男女の人権を侵害してはならない」と定めています。男女共同参画推進の施策についても、さらに推進するよう努めたいと考えております。
30		(2)や(3)は特に、性的マイノリティ当事者に特有の人権侵害の具体的な場面が想定されており、それを防止するためにこのように明記されたことは非常に画期的だと思う。	近年の事例を見ても、(2)(3)の規定は重要なものだと考えております。

31	第9条	「毎年1回実施状況を公表する」追加すべき、市民は知りたい。	「性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画」は第9条にあるように、「男女共同参画行動計画」と併せて策定する予定であり、男女共同参画条例では、「施策の実施状況を公表する」と定めております。実施及び公表頻度については、進捗状況も勘案し総合的に判断するため、今後の検討課題とさせていただきます。
32		「性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画」は、単独で策定し、改訂および関連する男女共同参画行動計画と併せて策定することを想定しているのですか。	「性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画」は「男女共同参画行動計画」の中で併せて策定を目指します。
33	第9条	市第5次総合計画の策定に際し、SDGsの目標にも掲げているジェンダーフリー(男女平等)との整合はどのように検討されましたか。	残念ながら、SDGsの目標5ジェンダー平等には、性の多様性は、定義に入っていないようです。しかし、女性が生きやすい社会は、男性やさらには性的マイノリティの人たちにとっても暮らしやすいと思われます。本市も女性の人権尊重をベースに、性の多様性の尊重についても併せて大切に取り組んで行きたいと考えております。
34	第9条の2	行動計画の策定にあたって、浦添市男女参画審議会の意見を聞くことが明記されているが、多様な性的マイノリティ当事者の声を聞く機会も必要ではないか。	行動計画の策定にあたっては、審議会の意見のほか、性的マイノリティ当事者の意見も聴取して、策定したいと考えております。
35	第10条	パートナーシップ証明等の条文の適用は機運が高まる迄、又は規則に委任するとしてもよいのではないか。	パートナーシップ証明に関しては、条例案第13条に基づき規則で施行に際し必要な事項は定める予定です。条例制定後、一定程度周知期間を設けた後施行します。
36		パートナーシップ証明に、上位法では診断書を要件としているが、上位法との整合性はいかがでしょうか。	上位法は、「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」を指していると思われますが、本市が行うパートナーシップ証明は、戸籍上の同性・異性間で一方又は双方が性的マイノリティであるパートナー(他にも要件あり)であれば証明するものであり、診断書の提出も必要ありません。従いまして、上位法との整合性とは関係ないところで成立すると考えております。
37	第10条第3項	「…提示されたときは、この条例の基本理念を最大限尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない」としてください。 この条文は、渋谷区条例第11条1項および2項、豊島区条例の8条の3を原型に考案されたものと思いますが、「最大限」や「適切な対応」を削除し、また直接作為を求めるのではなく「努めなければならない」と努力義務にトーンダウンしています。 せっかく条例をつくり、市職員や市民と理念を共有して行動しているというときに、ダウンさせた内容になっていくのでしょうか。非常にもったいないと思います。	条文の表現は各自治体の現況に応じておのおの違いがあってもよいのではないかと考えます。 条文を渋谷区より強固にパワーアップした表現に制定すれば、施策が渋谷区より推進できるのかも不確定です。 市民や事業者には条例制定後、直ちに「最大限」「適切な対応をしなければならない」と責務を負わせるには、未だ戸惑いがある現状がアンケートや事業者ヒアリングから明らかになっています。周知啓発についてより一層の注力を図る中で、強行な条例制定をしても実効性が保たれないと考えております。
38	第12条	法的相談はどこにしたらいいですか。顧問弁護士を活用しますか、市民相談室に回しますか。	性の多様性に関する相談の申出は担当部署(市民協働・男女共同参画課)にて行います。法的相談等、内容により、関係機関(市民相談室等)に繋げたいと考えております。
39		相談・苦情の申立先が市長になっていますが、苦情処理委員会への申立にしてください。 市長の判断だけでは、どのような経過でどう判断になったのかの不透明ですが、苦情処理委員会であれば経過や判断の公平性・透明性が高まります(参考:豊島区条例第5章第21条以下、世田谷区条例第4章第11条以下)。	本市では、男女共同参画推進条例施行規則の中で苦情処理について規定をしており、相談・苦情の内容により、①苦情申出書の提出→②浦添市男女共同参画審議会にて調査審議→③苦情処理通知書により、申出者に通知となっており、公平性・透明性は確保されていると考えております。 ※浦添市男女共同参画審議会の現在の構成(市民3名学識経験者3名各種団体に属する者4名)計10名
40		行政指導と、関係者名の公表等を明記してください。 ここで行政指導や関係者名の公表等を明記しておかなければ、違反があっても浦添市はなんら働きかけることができず、実効性が確保されません。第8条で禁止事項を列挙した意味もなくなってしまいます。どうして他の自治体条例にあるものを削って、わざわざトーンダウンしているのでしょうか(渋谷区条例第15条、豊島区条例第23条1項3号など)。	罰則及び公表規定を設け制裁を課し条例の実効性を高める方法もありますが、本市では、まず性の多様性を尊重する社会を実現するため普及・啓発活動に主眼を置き、条例制定後、具体的な行動計画を定め市・市民等・事業所・教育の場でそれぞれの役割を果たし、施策を推進することで、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現されると考えております。
41		私人や法人が差別的行為をした場合の公権力の行使や罰則が想定されてないが、この条例で何ができるのか。	
42	条例後段に	条例の後段に、「浦添市男女共同参画推進条例、浦添市営住宅設置及び管理条例(平成10年浦添市条例第5号)、その他市条例の規定の適用にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない」という条文を新規に設置してください。渋谷区条例の第16条に、同様の条文があります。この条文を入れることで、個別の条例改正にたよりることなく、ふだんの市政運営でも性の多様性の尊重の理念が浸透される助けになると思います。	本条例は例えばパートナーシップ制度は法的縛りがなく、一方で婚姻制度や児童扶養手当、税制度等、本条例を法的に上回る制度があり、一律に「この条例の趣旨を尊重しなければならない」と規定するのは厳しいという判断となりました。市政運営については、今後策定する行動計画で条例の趣旨を尊重する施策作りをしていきたいと考えております。
43	条例について	宣言をして終わるのではなく、「パートナーシップ証明書」を発行するだけで終わるのではなく、その後のことも考えて整えていくことが課題だと思います。	規則でパートナーシップ制度を定め、第9条で規定する、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画を策定し、各施策を推進して行きたいと考えております。

44	その他	浦添市が条例という方法で、性の多様性を尊重する社会づくりに取り組むことを心から歓迎している。沖縄県に住む性的マイノリティ当事者の1人として、県内の他の市町村への波及を大いに期待したい。性の多様性に関する施策を検討している他市町村へ積極的に協力、情報発信してほしい。	現在も県内市町村とは、情報交換を行っており、制定後はさらに他市町村へ協力、情報発信に努めます。
45	その他	琉球大学法科大学院による素案を全く見るできない状態でパブリックコメントを募集することに強い違和感がある。ホームページで閲覧可能にするなど専門家の作成した素案もオープンにした上で、議論を促すべきである。琉球大学法科大学院による素案を閲覧可能とした上で、パブコメの募集期間を延長することはできないか。	今回の条例案は琉球大学法科大学院による素案を基に市民等・事業者・教育関係者へのアンケート調査、浦添市男女共同参画審議会の意見を勘案し、市内部の検討会議等を経て作成しています。今回のご意見募集(パブリックコメント)の目的は琉球大学法科大学院素案との比較検討が趣意ではありませんので、公開された条例案の内容にて考慮されたご意見に限るものとさせていただきますと考えております。
46	全文第4条第9条	市、市民、企業、学校、浦添市にかかわるみんなが一緒に性の多様性や人権について考えることができるイベントや啓発活動を計画してほしいと思います。	今後策定する行動計画に基づき啓発活動を実施していきたいと考えております。
47	パブコメについて	緊急連絡網や業務マニュアルは作成されているか、それが条例の条文で活かされているか	緊急連絡網や業務マニュアル作成には段階があり、条例制定後同時に規則制定、各部署との協議を経て体制・業務マニュアル作成と進めていきます。
48		パブコメを判断するデータがない。パブコメ募集の概要を本土の自治体のようにもっと詳しく載せてほしい	説明が足りず、わかりにくいと感じさせてしまい申し訳ありません。今後の参考とさせていただきます。
49	条例について	条例が必要か。これまで施策を取り組んできた中で多くの課題とは何か。要綱でもいいのでは。	当事者の自殺願望が高いことや、社会生活におけるトイレや学校の制服の問題、事業者等の採用時のLGBTへの無理解による差別、同性パートナーへの無理解など、さまざまな問題が関係団体や他機関アンケートにより実態が報告されております。本市にも悩みを抱える方が「いないのではなく、言えないだけ」であると考えております。何故要綱ではなく条例にするのかについてですが、要綱は行政機関内部における内規であり、条例は行政機関・市民等・事業所・教育の場において義務が生じます。今回の条例は市全体のみならずみなさまに役割を担っていただき、性の多様性を実現する社会を目指すものとなっております。
50		条例化したら何が変わり、どう変わるのか。	条例の一つにパートナーシップ証明発行があります。法的縛りはありませんが、性的マイノリティの方の「人生のパートナー」として市が公に認めることに大きな意義があります。パートナーシップ証明により、病院のパートナーの立会や民間賃貸住宅への2人での入居、生命保険受取人指定、銀行連帯ローン借入等、婚姻制度がない性的マイノリティの方たちが差別的取扱いがなく平等に生きる扉が開く一助になり、さらに、市・市民等・事業者・教育の場で性の多様性尊重におけるそれぞれの役割を果たすことで、条例の目的にある、「人が人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図る」ことができるものと考えております。
51		中学校でスカートが嫌といえズボンを認めるのか。あらゆる部門とのコンセンサスが必要。反響や慣習を想定せずに、条例化を簡単に考えてませんか。	条例案の策定の過程で、教育部門をはじめ、市全体でヒアリングや調整は行っています。学校での制服の取扱い、文部科学省からの「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」通知に基づき、自認する性別の制服・衣服や体操着を認める取扱いを行っています。条例制定後策定する行動計画で現状を分析し、関係機関と協働し施策を策定したいと考えております。
52		当該条例は、議会のスケジュールに合わせ、国や県との調整、骨子づくり、当事者の意見などを省いて作られてませんか。	国・県には現在、性の多様性に関する法令はないため、調整はしておりません。又、本市に効力が留まる条例のためその必要がないと考えます。骨子づくりについては、琉球大学大学院法務研究科と「性の多様性の尊重」についての連携・協力に関する協定を締結。条例素案を琉球大学法科大学院に作成していただきました。当事者の意見はヒアリング・アンケート・当事者登壇の講演会等で汲み上げています。
53		抵抗を感じる方もおり、条文の作りが甘いと批判の対象になり、日本国憲法第24条や民法第731条を根拠に訴訟を起こされた場合、訴訟に耐えられる条文づくりになっているか	本市が条例化予定の第10条パートナーシップ証明は婚姻と違い法的な効力はありません。従って憲法24条や民法731条に抵触しないものと考えております。
54		スピードを持って広めていくのは、かなり厳しいと思うが、市民が自分ごととして捉えられるように、条例がエンジンになってほしいと期待している	条例制定後、性の多様性を尊重する啓発・啓蒙活動を迅速に行うよう努力いたします。
55		パートナーシップ条例となっていますが、シングルの性的マイノリティも多くいる。老いを目前に立ちすくんだり、守られる制度もなく、若い時を異性愛中心の社会をサバイブして来た人が。	差別的取扱いや偏見がある社会を性的マイノリティとして一人で生きていく過酷さは、大変な事だと認識しています。本条例はパートナーありなしに関わらず、性の多様性を尊重する社会を実現する条例です。今後各施策を展開していくことで、シングル、パートナーのいる方に関係なく性の多様性が尊重され、いきいきと生活できるようにと考えております。
56		福岡市と熊本市が(パートナーシップの)協定を結んだ。このように、「より良く」広がるようにしてほしい。	条例制定後に関係市町村と情報交換から始めたいと考えております。

57	附則	本件は流動的なので、附則で3年定期に見直す旨の規定が必要では。	性の多様性を取り巻く状況は今後理解や整備が進み変遷していくものと認識しています。3年と決めるのではなく、社会の流れを適宜判断し、必要に応じ条例改正を行いたいと考えております。
58		何故附則がないのか、一番権利に関わるのが附則である。	申し訳ありませんでした。現段階で具体的な施行年月日が決まっておらず掲載していませんでした。附則は次の「」のとおりとなります。「附則 この条例は、令和 年 月 日から施行する。」
59		ロードマップ、アクションプランについて教えてください。	現段階でまだスケジュールは決定しておりません。条例制定後速やかにロードマップ(工程表)を作成し、アクションプラン(行動計画)の策定時期も決定したいと考えております。
60	前 文	人が人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく生きることができるという当然の権利を実現するため、本条例は非常に意義のあるものだと思う。尊重されることで、当事者のみならずその家族、特に子どもにおいても、勇気をもらえる。	性の多様性を尊重する社会を実現するための条例を制定し市・市民等・事業者・教育の場でそれぞれ役割を担っていただくことで、人が人として尊重され、性別等による差別的取扱いを受けることなく生きることができる浦添市になると考えております。
61	2条6号「同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力」	すばらしい条文だと思います。昨今のDV防止法で指摘される課題についても目配りされており、浦添市の真摯な取り組み姿勢が伝わります。	
62	条例制定について	他の自治体に先駆けて「性の多様性の尊重」を掲げる条例を制定されること、本当に素晴らしいと思います。今回の浦添市の行動に、たくさんの夢と勇気をもらう人々がいいます。沖縄県民全体にとって大きな意義があると思います。	
63		浦添市が今回、この条例を制定しようとしている事に賛成です。広く小さな子供からお年寄りまで、人権や性の多様性について理解のある街、そこに住む人たちになってくれることを期待しています。条例の理念が実現できれば、とても魅力的な浦添市になると思っています。	
64		条例に関してはとても大切なことで関心深いことです。宣言をすることで浦添市に住む方が「性の多様性」に向き合えるきっかけになれば良いと思います。	